

令和4年第2回甲良町議会臨時会会議録

令和4年7月25日（月曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 承認第10号 専決処分につき、承認を求めることについて（控訴の提起について）
- 第4 議案第39号 令和4年度甲良町一般会計補正予算（第2号）
- 第5 議案第40号 権利の放棄及び和解につき、議決を求めることについて
- 第6 議案第41号 訴え提起前の和解につき、議決を求めることについて
- 第7 再議第1号 令和4年6月甲良町議会定例会において議決された議案に係る再議について
- 第8 発議第7号 甲良町長の辞職勧告決議（案）

◎会議に出席した議員（11名）

1番	小森正彦	2番	岡田隆行
3番	山田充	4番	山田裕康
5番	野瀬欣廣	6番	阪東佐智男
7番	丸山恵二	8番	木村修
9番	建部孝夫	10番	西澤伸明
11番	宮寄光一		

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	野瀬喜久男	教育次長	中川雅博
総務課長	中村康之	社会教育課長	望月仁
企画監理課長	熊谷裕二	総務課参事	村田茂典
建設水道課長	村岸勉		

◎議場に出席した事務局職員

事務局長	橋本浩美	書記	山脇理恵
------	------	----	------

(午後 2 時 2 0 分 開会)

○宮崎議長 ただいまの出席議員数は 1 1 人です。

議員定足数に達していますので、令和 4 年第 2 回甲良町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配布しているとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、6 番 阪東議員、7 番 丸山議員を指名します。

次に、日程第 2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○宮崎議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日 1 日間と決定しました。

これより、町長の挨拶並びに提案説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 本日、令和 4 年第 2 回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところご出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

それでは、本日提案をさせていただきます案件について、その概要をご説明申し上げます。

承認第 1 0 号は、町が訴えの提起をしている住宅改修資金の返還請求事件について、令和 4 年 6 月 2 2 日に大津地方裁判所彦根支部の判決があり、本町の償還金請求が棄却をされました。この判決を認めることはできず、定められた期限内に控訴をしなければならなかったことから、地方自治法の定めにより専決処分をいたしましたので、その承認をお願いするものであります。

議案第 3 9 号は、令和 4 年度甲良町一般会計補正予算(第 2 号)で、3 6 8 万 6, 0 0 0 円を増額いたし、総額 3 8 億 2, 4 8 8 万 5, 0 0 0 円とするものであります。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を、物価高騰対策として保・幼・小中学校の給食費、本年 9 月分から来年 3 月分に活用するものであります。

補正内容といたしましては、歳入では分担金及び負担金で、保育料を 2 5 8 万 3, 0 0 0 円、諸収入で、給食費 1, 4 2 2 万 6, 0 0 0 円を減額いたし、国庫支出金で地方創生臨時交付金 2, 0 4 9 万 5, 0 0 0 円を追加するもの

であります。

歳出では児童福祉費で、賄材料費 85万5,000円、幼稚園費で賄材料費 9万5,000円、保健体育費で、学校給食センター運営負担金 273万6,000円を追加するものであります。

議案第40号は、権利の放棄及び和解につき、議決を求めることについて、貸付金返還請求について、地方自治法に基づく議会の議決を求めるものであります。

議案第41号は、長寺九条野地先の長年にわたる未解決土地問題で、議会調査特別委員会後、町と相手方で和解条項が確認できましたので、訴え提起前の和解につき、議決を求めることについて、民事訴訟法の規定による訴え提起前の和解を申し立てるため、地方自治法に基づく議会の議決を求めるものであります。

再議第1号は、令和4年6月甲良町議会定例会において議決された議案に係る再議について、令和4年6月甲良町議会定例会における議案第31号甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関する令和4年6月15日の議決について、違法状態を是正するため、地方自治法第176条第4項の規定により再議を求めるものであります。

以上、簡単ではございますが、本日提案いたしました案件について、その概要を申し上げます。何とぞよろしくご審議いただき、適切な承認、議決を賜りますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○宮崎議長 次に、日程第3 承認第10号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 承認第10号 専決処分につき、承認を求めることについて（控訴の提起について）。

上記の議案を提出する。

令和4年7月25日。

甲良町長。

○宮崎議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○村岸建設水道課長 それでは、議案書の方をお願いいたします。

専第9号、専決処分表。

控訴の提起について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年7月8日。

甲良町長 野瀬喜久男。

次ページをお願いいたします。

控訴の提起について。

令和2年（ワ）第44号貸金等返還請求事件について、令和4年6月24日判決の言渡しがあり、同月28日判決正本の送達を受けたが、全部不服であるから控訴を提起することについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

原判決の表示。

原告の請求をいずれも棄却する、訴訟費用は原告の負担とするというものでございます。

また、当事者につきましては、議案書に記載のとおり、控訴人、甲良町、被控訴人は記載のと通りの住所氏名でございます。

次ページをお願いいたします。

控訴の趣旨でございます。控訴の趣旨につきましては、記載のとおり、現判決を取り消して、被控訴人、借受人、連帯保証人、連帯保証人の相続人に対しまして、249万2,168円及び利益の喪失日に当たる昭和60年11月21日から、248万8,079円に対して、10.95%の遅延損害金を支払うよう、それぞれの割合に応じて求める内容でございます。また、訴訟費用についても、第1審、第2審におきましても、被控訴人らの負担とするものと、仮執行宣言を求める内容でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 全協でも議論になりましたが、1つは、選挙日程などがありましたけども、14日以内というように議会を招集すれば、無理なことではなかったというふうに思うんです。14日以内ですから、12日までだというふうに思います。それで、11日には全協がありました。町長の全協での答弁ですけども、全協があった点は、町長もご存じだというふうに思います。それで、やはり議会に重要な課題で、事前に審議を求めるということがなぜできなかったのか、そういうことを考えなかったのかというのが1点目。

それから、もう一つは、理由がないことで棄却されました。その棄却された、理由がないと判断された根拠の中心点は何なのかということ、説明お願いしたい。

もう一つは、判決を見させてもらいますと載っていますけども、時効成立が、完全成立をしているというくだりがあります。それを覆す町側としての根拠はどう考えているのかというのを、説明お願いします。

○宮崎議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 まず、1点目の議会の時期につきまして、大変申し訳ございません。弁護士相談を、本案件につきましてには敗訴という形で、初めて新築資金関係のケースでございます。そういった形で、弁護士相談の方の日程を取らせていただいてから、町長と相談していただきまして、控訴を決定したものでございまして、相談の日程上、どうしても14日以内に結果が出なかったということで、結果いうか、議会を開く時間がなかったということで、ご了承の方をお願いしたいと思えます。

また2点目の、何やったかな。ごめんなさい、すいません。3点目の方の、時効が完成してしまったということについてですけれども、やはり町の方で、そういった債権管理について適正にできていなかったというようなご意見等をいただいた中で、時効が完成しているというような判決でございます。そういった中で、本人さんから文書の方も頂いている内容がございまして、時効の方が完成していないという町側の申し分と双方の意見の対立でございまして、そのあたりについて控訴をさせていただいているという内容でございます。

すいません、もう1点、ごめんなさい、再度お願いできますか。

○西澤議員 もう1点は、棄却になった理由。

○宮崎議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 すいません。棄却になった理由は、判決のとおり時効を完成させたという内容でございます。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 まず、議会の設定ですけれども、判決が出たのが、届いたのが6月28日となっております。そこからしますと、再議をされて、そして25日が設定されました。同じように、これは十分議員に事前に、事前というか、控訴する上では議員の判断を仰ぐ、事後承認という形は避けるべきだというふうに思いますが、町長はその判断をしなかったのか、改めて聞きますが、それは間違いではないかというように思います。

それからもう一つは、後の方の時効成立の反論で、根拠あるところでなりますと、これ、私が判断するわけではありませんけれども、時効成立は大変、どう言いますか、厳密ですよ。法的な手続を開始しなかったというのが、この判決文を、ざっとですけど見ても、そのことが書かれています。そういう点では、ぬかったというのが実際ですよ。そのぬかったところで後戻りをして、債権を請求するということはもうできませんよというのが、時効成立の厳密な管理、いわゆる法的な管理というようになりますけど、それを覆す点で、何を甲良町としては持っているのか、根拠としたいと考えているのかということですね。

○宮崎議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 本案件につきましては、2つの相違点がございました。1つについては、おっしゃっていただいているとおり、そもそも貸金契約であったかどうかという、本人が過去の同和対策事業の精算金というような訴えがございました。もう1点が、消滅時効が成否しているかどうかというような形のものでございますので、貸金契約であったということにつきましては認められております。また、消滅時効につきましては、債務の承認をいただいているというような内容の文書がございましたので、そこで債務の承認がちゃんと行われたかどうかというような形が論点という形で、今回時効の方が、第1審では、債務の承認が行われていなかったもので時効を成立させてしまっているというような内容と理解しております。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 私もこの方の相談を受けたこと、経緯があります。そのときに、やはり本人が言われている貸金の返済と、それはどういう経過があったにしろ、貸金契約しているんですよね。そして、同和事業の町に対する不満、これの解決をしてほしいというのは別問題だよというのは、私はずっと言ってきました。ですから、そうでいうと、この判決で時効が成立をし、そして町が高裁、それから最高裁で確定すると、これ、元金もチャラになりますよね。損害になります。そういう点では、誰が責任を取るのか、町の損害としてになります。そういう点では、どのように考えているのかというのが問われてくるわけですから、私は、別件は別件できちんとけりをつけて、町が補償するしないしは謝罪をする、ないしは金銭的にやらんならんとするやつを分けて考えねばならない。そやけど、同和事業のやつは既にかかなり経過がしていますので、どちらが責任を取るかという問題はなかなか難しいというように思いますけど、そういう点では分けて考えていく必要がありますし、町の敗訴、最後の敗訴となりますと、損害金が発生しますね。そういう問題をどのように考えているか、改めて聞きます。

○宮崎議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 現在控訴している最中がございますので、そのあたりについては、回答の方を今後の裁判に影響すると思われまますので、控えさせていただきます。また、敗訴した場合、損害を与えたというようなお話になりますけれども、このあたりにつきましては、ちょっと私の方からは回答ができませんので、すいません。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 今回の請求は、貸金の請求でありますので、お父さんの時代からの同和対策事業への協力問題に派生する相手方の言い分については、議員お

っしゃるように、分けて整理をする必要があるというふうに思っています。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 判断材料に大変乏しい議案になるというように思います。しかも、ざっと配っていただいたペーパーから見たら、和解の事項があった。けども、和解の段階で、本件に限り、本件についてという文言が気に入らなかったという、被告さんの側の言い分が、本件に関しですね、言い分があります。そこは十分に和解協議の中で、時間を取って協議ができなかったのかという、悔やまれます。そういう点では判断しかねるのが1つです。それから、同時に、この抜粋の判決を見ても、時効成立は大変、法的に確立をした内容、つまり本人が申出をしているのは、あくまで私的な発言等々というのがあります。それを採用できるかどうかというのが判断の分かれ道になってくると思いますが、そういう意味で、控訴そのものが大変不安を持つ内容だというように思いますので、賛成しかねるというのを申し上げておきたいと思えます。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第10号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。起立少数です。

よって、承認第10号は承認されませんでした。

次に、日程第4 議案第39号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第39号 令和4年度甲良町一般会計補正予算(第2号)。

上記の議案を提出する。

令和4年7月25日。

甲良町長。

○宮崎議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

総務課参事。

○村田総務課参事 失礼します。議案書の方をお願いいたします。

令和4年度甲良町一般会計補正予算書（第2号）でございます。おめくりください。読み上げます。

令和4年度甲良町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ368万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億2,488万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正による。

令和4年7月25日提出。

甲良町長。

1ページの方、お願いいたします。

第1表でございます。歳入歳出予算補正。歳入の部、12款 分担金及び負担金、第1項 負担金、補正前の額1,226万円、補正額258万3,000円の減。計、補正後額でございます。967万7,000円。14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、補正前の額1億3,742万8,000円、補正額2,049万5,000円。合計1億5,792万3,000円。20款 諸収入、5項 雑入、補正額1,422万6,000円の減。歳入歳出合計補正額としては、368万6,000円となっております。

おめくりください。

歳出の部でございます。第3款 民生費、第2項 児童福祉費、補正額85万5,000円。10款 教育費、4項 幼稚園費。補正額9万5,000円。6項 保健体育費、補正額273万6,000円。歳出合計、補正額368万6,000円。

以上のとおりとなっております。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 今年度、新型コロナウイルス対策の地方創生の特別交付金の活用が基になったというように聞いていますが、その後、次の令和5年度、継続性についてはどういうふうに考えておられるか。ぜひとも、甲良町としては継続をして実施をするという方向で進めていただきたいというように思いますが、見解をお願いします。

○宮崎議長 教育次長。

○中川教育次長 教育委員会としては、当然今年を皮切りに、継続はしていきたいというふうには考えております。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 賛成討論を行います。

新型コロナ対策の地方創生臨時交付金の活用がきっかけになったとはいえ、子育て世代の応援だけにとどまらず、子どもへの投資、家計応援と、さらには長年懸案になっていた滞納問題に根本的解決になることを大いに評価したいと思います。その上で、滞納世帯に対する対応と、その問題を解決する具体策と決意を町民に示して、住民合意を整える必要を提起したいと思います。この間、教育委員会部局で検討を重ねて、青山教育長の下で実現の決断に至ったこと、それも財政危機宣言を町長が発した状況の下で、町民の負担軽減の願い、義務教育無償の原則に答えようとしたことを歓迎するものです。これを機会に、身近な町政は、開発、箱物よりも、住民への直接支援となる暮らし、子育て、教育優先を貫くことがとても重要だということを提起しておきたいと思います。

以上です。賛成討論です。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第39号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。起立全員です。

よって、議案第39号は可決されました。

次に、日程第5 議案第40号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第40号 権利の放棄及び和解につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和4年7月25日。

甲良町長。

○宮崎議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○村岸建設水道課長 それでは、議案書裏面をお願いいたします。

権利の放棄及び和解につき、議決を求めることについて（貸金等返還請求事件）でございます。

次のとおり権利を放棄するとともに、これに伴う和解をするため、地方自治法第96条第1項第10号及び第12号により、議会の議決を求めるものでございます。

1、放棄する権利及び和解の概要でございます。放棄する権利及び和解の内容で、大津地方裁判所彦根支部 令和4年（ワ）第47号 貸金等返還請求事件で請求した金額のうち、遅延損害金の一部についての権利を放棄し、別紙和解条項（案）のとおり、相手方と和解するものでございます。

2、放棄する権利の金額でございます。残元金及び利息251万13円に昭和63年3月23日から元金の支払われた日まで年10.95%の割合による遅延損害金、参考、令和4年7月15日現在928万1,181円を加えた総額、参考といたしまして、令和4年7月15日現在で1,179万1,194円から、別紙和解条項案のうち、1項記載の297万73円を差し引いた金額を放棄するものでございます。参考といたしまして、令和4年7月15日現在882万1,121円でございます。

2、和解関係人の住所及び氏名でございます。住所及び氏名については、議案書記載のとおりでございます。

3、裁判所につきましては、大津地方裁判所彦根支部でございます。

事件名につきましては、先ほど申し上げました令和4年（ワ）第47号 貸金等返還請求事件でございます。

5、放棄及び和解の理由につきまして、本事件につきましては、この和解により紛争が早期に解決することを勘案し、遅延損害金の一部についての権利を放棄し、和解をしようとするものでございます。

6、授權事項といたしまして、町長は、必要に応じ、次に掲げる行為をできる。趣旨を損なわない和解条項案の軽微な修正。また、本件に関し、和解に代わり民事調停法第17条の規定による調停に代わる決定が行われた場合で、その決定が本和解条項案の趣旨と相違ないとき、異議を申し立てないことの決定でございます。

和解条項案につきましては、次ページをめくっていただきましての記載のとおりでございます。どうかよろしくお願いいたします。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 この案件も、当初契約に至った、契約された元金と、それから約定利息が確保されるということをもって、賛成討論とします。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。起立全員です。

よって、議案第40号は可決されました。

次に、日程第6 議案第41号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第41号 訴え提起前の和解につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和4年7月25日。

甲良町長。

○宮崎議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

総務課参事。

○村田総務課参事 議案の方、一部おめくりください。

訴え提起前の和解につき、議決を求めることについて(所有権移転登記等請求和解申立事件)。

土地所有権に関する紛争及び土地売買代金の返還請求を受けていることについて、民事訴訟法第275条の規定による訴え提起前の和解を次のとおり申し立てるため、地方自治法第96条第1項第6号及び第12号の規定により、議会の議決を求める。

相手方としましては、こちらに記載のとおりでございます。

2番としまして、係争に係る土地としまして、ページで言いますと6ページに記載をさせていただいております土地1、土地2がございます。こちらについては、土地1につきましては町が昭和53年に買収をしまして、その後、分筆登記を行った土地でありまして、相手方が占有をされておられます。土地2につきましては、甲良町と相手方が平成20年に売買契約を締結しまし

て、相手方へ所有権移転登記を行っております。この土地1、土地2につきましては、相手方の父から昭和55年に購入した土地の代替として、同契約の付帯事項として、相手方の父と合意して別途契約を予定していた土地であります。平成6年に甲良町において境界を示すための擁壁工事、また、平成7年に合筆登記を行った上で、その土地の売買契約について交渉を行ったものの、契約に至らなかった土地でございます。

相手方の主張としましては、全協でも申し上げましたが、土地売買代金として甲良町から受け取った金額の一部を預け金として納付したということ、また、それによって土地の権利は移っているのではないかということ。2番目としまして、20年に締結しました売買契約に基づいて支払った金額については、先ほど申しました預け金として払ったものと二重に納付したものであって、返還を求めるといふような主張であります。

加えまして、平成7年に家を建てられておられます。ここから27年にわたり本件土地を利用されておりますので、時効取得の要件を満たしているということで、所有権移転を求めるといのが相手方の主張でございます。

町の主張としましては、土地1及び土地2について、譲渡予定であったことは認めております。また、平成7年に売買契約の交渉が妥結できませんで、土地2に関しては、平成20年に相手方に、売買契約により移転をしておりますけれども、土地1については、引き続き甲良町が所有権を有している。また、預け金に関しても、資料が見つけれない以上、返金等は行えないと。また、時効取得については、20年に土地2について売買契約を締結している以上、甲良町の名義であることをご存じであるから、成立していないといのが町の主張であります。

この土地に関しての経過としては、5番として、争いの経過として記載させていただいておりますが、売買の返還の求めを町に複数回、相手方がされておられます。また、要望文書の方も提出されておられます。また、町としては容認する内容の文書を相手方に送付をしていますが、その後撤回をさせていただいたものでございます。また、議会における調査委員会が設置されて、令和3年12月13日に、迅速な解決を求める決議がなされたこと、また、これに受けまして、解決策について検討の上、当事者間での解決が見込みがついたというものでございます。

和解の概要としましては、土地2に関して締結しました売買契約が有効であること、また、その売買代金の返還義務がないことを確認、また、相手方に対して、土地1に関する使用料、損害金その他の対価を求めない。また、甲良町は相手方に、土地1について、この和解成立をもって無償譲渡し、そのまま、現状有姿のまま引き渡して、相手方は受け取るというもの。また、

土地1に関して、この和解を原因とする所有権移転登記を囑託して、その費用は相手方の負担とすると。その他詳細につきましては、別紙5ページになりますが、和解条項案のとおりとなっております。

和解理由としましては、議会議決にあるように、本来は適正な価格により譲渡すべきところではありますが、双方の認識相違があることから契約することが難しいこと、また、町としてはこのまま事態が継続することは、経費が積み上がる、そして今後必要になる額等を勘案した結果、このまま、現状維持のまま所有権を移転することが町の利益となると考えられるため、和解を行うものでございます。

管轄裁判所としましては、彦根簡易裁判所となりまして、授権事項としましては、裁判所の指示等によって和解条項の修正等を町長が行えるもので設定をさせていただいているところでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 賛成するに当たって、若干の意見を述べたいと思います。

当事者にすれば、やっと解決に向かったとの思い、不安な日々を過ごされたことと推測いたします。和解に至ったことを率直に歓迎します。同時に、地籍調査で登記のそごが発覚してから5年も経過をし、平成20年を起点にした場合でも10年以上、擁壁を設置してから28年が経過しました。当初の売買契約からすれば、42年もかかってしまったこと、ならびに住宅用地造成、売買契約をめぐる事務の曖昧さ、不正確などをしっかりと検証しなければならぬことを改めて指摘をしておきたいと思います。議会の調査権がこの案件で有効に活かされたことは、議会の重要な役割が果たせたものだと思います。この案件の解決に向けて、議会が調査特別委員会を設置して、事実関係を洗い出して、決議も全員一致で可決し、糸口を提起できたことを、元委員長としても嬉しく思います。

以上で討論を終わります。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第41号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。起立全員です。

よって、議案第41号は可決されました。

次に、日程第7 再議第1号 令和4年6月甲良町議会定例会において議決された議案に係る再議についてを議題とします。

本件は、町長から6月15日の議案第31号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の議決について、権限を超え、または法令に違反したと認め、地方自治法第176条第4項の規定によって再議に付されました。

この際、町長から再議に付した理由の説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 再議書。

甲良町議会議長 宮崎光一様。

甲良町長 野瀬喜久男。

令和4年6月甲良町議会定例会における6月15日の会議において議決された議案第31号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、下記理由により異議があるので、地方自治法第176条第4項の規定により再議に付するものでございます。

記。

今回上程し否決された議案は違法状態を是正するためのものである。

令和3年3月23日付の滋賀県知事裁定では、議員発議により甲良町特別職の職員の給与に関する条例を減額改正した議会の議決は、地方自治法176条第6項に規定する「その権限を超え又は法令もしくは会議規則に違反する」と裁定されております。

そもそも、令和2年甲良町議会3月定例会において、発議第3号で条例改正が議員提案をされ、令和2年3月23日に可決されたことにより、令和2年4月1日から町長の給与月額、その給与月額の100分の40に相当する額を減じた額とするとされたものが続いています。当該発議も違法であり、議案第31号はその違法状態を是正するための改正であることから、再議に付するものでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○宮崎議長 説明が終わりました。質疑・討論に入りますが、令和4年6月定例会でも行っておりますので、繰り返しの内容についてはご遠慮願います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 6月定例会の第31号の討論に加えて、私は次の内容を補強します。

町政が当面する重大課題、つまり町長が発した財政危機宣言や過疎対策、人口激減問題、深刻さを増す新築資金滞納処分、当面する切実な課題であるコロナ対策など、重要課題よりも野瀬町長自身の身分、利益に関わる給与問題を優先する政治姿勢を見直すべきときだと私は思います。

もう一つは、4割減額の現状を2年4カ月にわたって容認してきたことは歴然とした事実であり、減額の理由を実質上承認し、反省の余地があったと野瀬町長自身が内心考えている表れではないかと言わざるを得ません。資金をめぐる疑惑について、説明責任を果たされることを改めて強く要請するものです。

加えて、野瀬町長が再議の中で言われている確定的な法律違反は法で、裁判で確定したわけではありません。よって、4割減額を解除することに私は反対します。ですから、31号に反対表明をさせていただきます。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

野瀬議員。

○野瀬議員 5番 野瀬です。今言われた知事裁定の中で、法令違反と言わざるを得ないと、ここの部分ですけども、法令違反と言わざるを得ない。確かに、言い方を確定していない。ただし、これは決議としてふさわしくないということを言っておられるので、この再議に関しては、私は賛成いたします。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより再議第1号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。起立少数です。

よって、再議第1号 議案第31号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は否決されました。

次に、日程第8 発議第7号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 発議第7号 令和4年7月25日。

甲良町議会議長 宮寄光一様。

提出者 甲良町議会議員、建部孝夫。

賛成者 西澤伸明、木村修、丸山恵二、阪東佐智男、山田裕康、山田充、岡田隆行、小森正彦。

甲良町長の辞職勧告決議（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

○宮寄議長 本案については、建部議員から提案理由の説明を求めます。

建部議員。

○建部議員 甲良町長の辞職勧告決議（案）。

私は、この決議については、6月議会の6月6日の一般質問におきまして予告をしておきました。そして、町民へのアピールも準備が整いましたので、本日、この提案になったわけでございます。

本議会は、甲良町長 野瀬喜久男君の辞職を勧告する。

以上、決議する。

令和4年7月25日。

甲良町議会。

その理由でございます。

野瀬町長は、「行政力の再生」「職員力の向上」「日本一の甲良町にする」と公約し、就任から4年8カ月、その間には2回町長選挙がありました。経過したが、一向に行政力は高まらず、職員の不正、非行、義務違反等があっても相当な処分と適切な指導もできず、職員の資質、能力アップの取組もしていない。

むしろ、行政力は低下し、職員力は落ちている。日本一の甲良町は、「恥ずかしい町」から脱することもできていない。

野瀬町長は、職員との協議で結論やその指示を出しても、また議会でそのようにしますと決めたことでも、すぐ気が変わり、撤回、変更することが多い。

また、ここ4年の放漫かつ無駄の多い財政運営で、とうとう財政危機宣言を発せざるを得なくなった町にした責任は大きいものがあります。

なお、職員の停職処分をめぐる裁判で敗訴した。判決理由から、勝ち目がないから控訴は断念すべきとの議会の意見を無視して控訴したが、それも「控訴棄却」で敗訴した。

町長は、本会議において、敗訴したら責任を取ると言明し、その責任は辞職かと問うと、そのとおり、すなわちお見込みのとおりと答えて、辞職する

旨を言及した。

にもかかわらず、「裁判で負けても辞職しません。最高裁へ上告します」と開き直り、「控訴棄却」の敗訴を不服として、6月13日に「最高裁判所」へと上告した。もうこれは常軌を逸しています。

さらに、今後の町行財政課題は大きくて多い。それは、人口減少対策と過疎対策及び財政再建、総合発展計画の具現化、町民福祉と教育のまちづくり等々であります。

これらの対策及び計画の推進は、現況の野瀬町長では困難であり、到底なし得ません。

よって、野瀬町長では、町の発展・向上は望めないことから、直ちに辞職することを強く勧告する。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 賛成討論を行います。

決議案にある、辞職を求める理由を全面的に賛同するとともに、私は次の内容を強調するものです。

1つは、過疎法適用と財政危機宣言に関して、なぜその事態に至ったのか。甲良町政の行われている内外の状況はどうなのかとの分析、検証が大変浅いことです。根本的な原因、あるいは根本的原因にたどり着かないにしても、考察するという作業がされているのか、大変疑わしいことです。それは、除雪対策で、新年度早々除雪面積4割削減をまちづくり協議会にて発表したことに、象徴的に表れています。国・県への要請を強めるなどの様々な、いろいろな選択肢を示さないまま区長さんなどに発表し、当然ながら猛反発を受けました。

また、本年度の当初予算編成をめぐって、米寿祝金、透析患者交通費の補助金、インフルエンザ予防接種本人負担倍増など、町民生活に関わるささやかな予算を無慈悲にカットしました。幹部職員と協議することなく町長としての方針を語り、説得する協議の場を設けることなく、一方的に決められたとのことでした。

ある区長さんからは、「町長と担当課長の言っていることがまるで違う。しかも、公の場でまとまりのない事態になってどうするんや」、こういう苦情が寄せられています。これらは、職員との関係で、町民が暮らしやすい町政を

運営する、いいまちをつくるという町長の役割が果たせない現実を示していると考えます。つまり、町長としての信念を貫き、町政のかじ取り、方針を示し、職員が実務を行うというキャッチボールが極めて困難になっている、深刻な野瀬町政の行き詰まりの実態が表れていると思います。

その最大の原因は、野瀬町長自身の職員時代も含め、過ち、不祥事などに対し、根本からの総括と反省ができていない、いえ、する意思が大変疑わしいところにあると私は思っています。

以上のことから、胸に手をよく当ててよく考えて、自ら身を引くべきだと申し上げて、賛成討論とします。

以上です。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

丸山議員。

○丸山議員 私も、この発議第7号に賛成する討論をさせていただきます。

町長が就任してから、毎年のように財政健全化比率が、1億の赤字比率を出していること、職員の方から何度も指摘をしている、しかし、その聞く耳を持たず、人の税金だからええというようなものではないという職員の声がありました。何度も注意している中でも、全然減らない。これが4年間、毎年1億という赤字が4年間続いております。そういったことも兼ねて、職員ともうまく連携が取れていない、職員が指摘しているにもかかわらず、それを言うことを聞かない、このままでは運営をしていくのは無理でないかなと思ひ、この7号に関しては、発議第7号に関しては賛成するものであります。

以上。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

野瀬議員。

○野瀬議員 この中で、理由の部分で、職員の停職処分をめぐる裁判、この件の中で、私は失言だと思うんですけども、町長の発言、間違えたなというところは確かにありました。これから注意していただきたいと思ひますけども、そういう部分は除いて、まだまだ頑張りたいということで、この決議には反対いたします。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

山田裕康議員。

○山田裕康議員 賛成討論をいたします。

ここに、辞職勧告の決議案とここに書かれていますように、やはり議場において、きちんと責任を取るか言われているにもかかわらず取らない、やはりこの議会は何だったのかということで、私は大変憤りを感じていますので、やっぱりこういうことを平気で言えるようなことでは、町長としては

失格だと思しますので、この件に関しては賛成討論といたします。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

岡田議員。

○岡田議員 私も賛成討論をさせていただきます。

町長は、町民の声に耳を傾ける、いつもこのようにおっしゃっておりますが、現在では職員の声にも耳を傾けるどころか、一切話を聞かない状況にあります。こうした裸の王様では、職員一丸となって一生懸命、この甲良町を再生する努力が非常に難しいと思い、私も賛成させていただきます。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより発議第7号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。起立多数です。

よって、発議第7号は可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

最後に、町長の挨拶があります。

野瀬町長。

○野瀬町長 令和4年第2回甲良町議会臨時会の閉会にあたりまして、挨拶を申し上げます。

各議案について審査をいただき、承認第10号は承認をいただくことができませんでした。議案第39号、40号、41号は、いずれも可決をいただきました。再議第1号は否決をされました。残念ながら、再議に対して改めの議決はお認めいただけませんでしたので、所要の期限内に、滋賀県知事に対して審査の申立てを行おうと思っております。

また、議員から発議された本職の辞職勧告決議案が、圧倒的多数で可決をされました。厳しい文面が記されているところ、ご指摘の町長としての不十分さは、さらに改善努力をしてまいります。また、裁判の件での辞任質問の答弁は取消しをいたし、裁判に敗訴したとしても辞任しないことは、既に申し上げたとおりであります。

本町の課題は、財政危機の問題、人口減少に直面している問題、そして過疎地域に指定された町の持続発展をめざす計画策定、さらに多様化する内外情勢への対応など、行政課題を多く抱えております。行政事務の一つ一つ、あらゆる行政分野の施策事業を着実に前進させ、住民福祉の向上、増進につ

なげていかなければなりません。引き続き町政運営を担わせていただきますので、政策実現に向け、議員皆様の叱咤をいただきたいと存じます。私自身、一層の努力をしてまいる決意であります。

それぞれの議案審議にお礼を申し上げ、今議会閉会にあたりましての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○宮崎議長 これをもって、令和4年第2回甲良町議会臨時会を閉会します。ご苦労さまでした。

(午後3時17分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 宮 寄 光 一

署 名 議 員 阪 東 佐智男

署 名 議 員 丸 山 恵 二